



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 541 平成30年度和歌山県防災ヘリコプターの代替機賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (災害対策課) 2
- 542 和歌山県と紀美野町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (市町村課) 4
- 543 和歌山県と有田川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 4
- 544 和歌山県と和歌山県市町村総合事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 5
- 545 和歌山県と国民健康保険野上厚生病院組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 5
- 546 和歌山県と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 6
- 547 和歌山県と海南海草老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 6
- 548 和歌山県と那賀休日急患診療所経営事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 7
- 549 和歌山県と海南海草環境衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 7
- 550 和歌山県と五色台広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (") 8
- 551 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課) 8
- 552 クリーニング師の業務従事者講習の指定 (") 9
- 553 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 9
- 554 " (") 9
- 555 " (") 10
- 556 " (") 10
- 557 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 10
- 558 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 11
- 559 海南野上土地改良区の役員就退任 (農業農村整備課) 12
- 560 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (") 13
- 561 保安林の指定の解除 (森林整備課) 13
- 562 公共測量の実施 (技術調査課) 13
- 563 道路の区域変更 (道路保全課) 13
- 564 道路の供用開始 (") 14
- 565 道路の区域変更 (") 14
- 566 道路の位置の指定 (都市政策課) 14

○ 公安委員会告示

- 19 警備員指導教育責任者講習の実施 15

- 労働委員会告示
1 あっせん員候補者名簿の公示 18
- 警察本部告示
4 和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 19
- 公告
入札公告 (警察本部) 22

告 示

和歌山県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成30年度和歌山県防災ヘリコプターの代替機貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成30年度和歌山県防災ヘリコプターの代替機貸借業務

(2) 業務の仕様等

平成30年度和歌山県防災ヘリコプターの代替機貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この入札に係る貸借業務と同種同規模であると認められる契約を過去5年以内に締結し、これを適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同規模とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 仕様書に規定する規格を満たす防災ヘリコプターの貸借契約を締結し、これを適正に履行した実績を有すること。

イ 仕様書に規定する防災ヘリコプターの貸借期間のおおむね50%以上の期間をその履行期間とする防災ヘリコプターの貸借契約を締結し、これを適正に履行した実績を有すること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成

16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業概要調書

ウ 業務実績調書

エ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 役員等に関する調書

カ 使用印鑑届

キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 直近1年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

（イ）税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 2の(6)に掲げる実績を有することを証する書類の写し

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 誓約書

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアからウまで、オ、カ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、入札説明書及びこれらの用紙は、平成30年4月27日（金）から同年5月14日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年4月27日（金）から同年5月8日（火）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

平成30年4月27日（金）から同年5月9日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2262（直通）

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成30年5月11日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めること

ができる。

- (2) (1)の説明は、6の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第542号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀美野町から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀美野町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀美野町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀美野町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第543号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により有田川町から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田川町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田川町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に

支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田川町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田川町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第544号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により和歌山県市町村総合事務組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山県市町村総合事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県市町村総合事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、和歌山県市町村総合事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山県市町村総合事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山県市町村総合事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第545号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により国民健康保険野上厚生病院組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と国民健康保険野上厚生病院組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 国民健康保険野上厚生病院組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、国民健康保険野上厚生病院組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と国民健康保険野上厚生病院組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と国民健康保険野上厚生病院組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により御坊市外五ヶ町病院経営事務組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第547号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により海南海草老人福祉施設事務組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と海南海草老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 海南海草老人福祉施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託す

る。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、海南海草老人福祉施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と海南海草老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と海南海草老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により那賀休日急患診療所経営事務組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀休日急患診療所経営事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 那賀休日急患診療所経営事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、那賀休日急患診療所経営事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀休日急患診療所経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

(委任)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀休日急患診療所経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第549号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により海南海草環境衛生施設組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と海南海草環境衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 海南海草環境衛生施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、海南海草環境衛生施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と海南海草環境衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と海南海草環境衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により五色台広域施設組合から受けた。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と五色台広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 五色台広域施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、五色台広域施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と五色台広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と五色台広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県告示第551号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所
平成30年8月5日 (日)	和歌山県勤労福祉会館(和歌山市北出島一丁目5番47号)
平成30年11月11日 (日)	御坊商工会議所(御坊市菌350番地28)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第552号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習(第2型講習)を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 平成30年6月20日(水)から同年7月20日(金)まで
 (2) レポート提出締切年月日 平成30年8月20日(月)

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社くまの薬局松江店	和歌山市松江北六丁目2番20号	坂東幹彦	平成 29.9.1

和歌山県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
株式会社和歌山式典	紀の川市貴志川町神戸1050番地3	訪問看護ステーションkana	平成30.1.1

和歌山県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
はた乳腺クリニック	岩出市川尻230番地の1	畑和仁	平成30.1.1

和歌山県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
ごんべえドリ薬局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町笠田東97-1	松本幸	平成30.1.1

和歌山県告示第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナンPRO和歌山国体道路店
和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社
代表取締役 中嶋克彦
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジョーシンピットワン和歌山店

(変更後) コーナンPRO和歌山国体道路店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋克彦

大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(変更後) コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前6時30分

閉店時刻 午後10時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

(1) 及び (2) 平成30年3月1日

(3) 及び (4) 平成30年4月18日

5 変更する理由

(1) 及び (2) 小売業者変更のため

(3) 及び (4) 利便性向上のため

6 届出年月日

平成30年4月3日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年4月27日から同年8月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第558号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合リサイクルマーケットジャングルジャングル和歌山店

和歌山県和歌山市次郎丸字橋折10-1

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第1511号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては、2日分以上を確保できる施設にしてください）。
- (2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合又は水質汚濁防止法若しくは瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する特定施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。また、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策防止法に基づく届出を行ってください。
- (3) 予測結果に反し、等価騒音レベルが周辺住居で環境基準値を上回り、住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (4) 通学路の安全確保に十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年4月27日から同年5月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成30年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	田尻優	海南市野上中164番地5
理事	藪中實康	海南市野尻281番地
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	上野賢一	海南市椋木185番地5
理事	上山元章	海南市別院614番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津町269番地
監事	岩橋靖之	海草郡紀美野町小畑138番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	中村泰和	海南市別院373番地

2 就任した役員（平成30年4月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	藤山秀夫	海南市野上中62番地1
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地

理事	上野賢一	海南市椋木185番地5
理事	上山元章	海南市別院614番地
理事	西中哲泰	海南市野尻154番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津町269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩井弘子	海草郡紀美野町吉野332番地
監事	中村泰和	海南市別院373番地

和歌山県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第561号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷864の10、865の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影・数値図化）
- 2 作業期間 平成30年4月26日から同年9月14日まで
- 3 作業地域 和歌山市、岩出市、紀の川市及びかつらぎ町の一部

和歌山県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市藤田字流6番1地先から 同市宇田森字才ノ神299番1地先 まで	新	20.57 ～ 31.73	1,289.06	

和歌山県告示第564号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市藤田字流6番1地先から同市山口西字高畑毛22番2地先まで

供用開始の期日 平成30年4月27日 午前11時

和歌山県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市西小二里二丁目894番6 地先から同市新高町96番22地先 まで	旧	7.68 ～ 9.15	919.20	
同上	新	26.00 ～ 27.00	919.20	

和歌山県告示第566号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所	指定年月日	道 路	
				幅 員	延 長

		氏 名		メートル	メートル
3436	西牟婁郡上富田町朝来字里 田1309番1の一部、1309番3 の一部	田辺市朝日ヶ丘10番30号 株式会社サンエ開発 代表取締役 秋田壽	平成 30. 4. 16	6. 00	36. 25

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年4月27日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成30年7月4日（水）から 同月13日（金）までの土曜 日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目 1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成30年7月9日（月）から 同月13日（金）までの5日 間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成30年7月4日（水）から 同月13日（金）までの土曜 日、日曜日及び火曜日を除 く7日間	同上	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成30年7月11日（水）か ら同月13日（金）までの3 日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に

従事しているもの

(2) 追加取得講習 (1号)

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習 (4号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習 (4号)

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、平成30年6月4日 (月) から同月6日 (水) まで (各日とも午前9時から午後5時までの間) の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること (郵送による提出は、受け付けない。)

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習 (1号) の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真 (6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) を貼付すること。

イ 2の (1) に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の (1) のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書 (以下「1号警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 各1通

(イ) 2の (1) のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の (1) のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の (1) のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(1号)の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(4号)の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習(4号)の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1)から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ、2の(2)のア、ウ若しくはオ、2の(3)又は2の(4)に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のアに該当する者にあつては(1)のイの(ア)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のアに該当する者にあつては(2)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を、2の(3)に該当する者にあつては(3)のイに掲げる履歴書の提出を、2の(4)に該当する者にあつては(4)のウに掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習(1号) 47,000円
 - (2) 追加取得講習(1号) 23,000円
 - (3) 新規取得講習(4号) 34,000円
 - (4) 追加取得講習(4号) 10,000円
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
 - (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託
- 講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。
- 8 問合せ先
- 和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110(内線3058)

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成30年4月27日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成30年4月18日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～42期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18.3.17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～42期公益委員 39期～会長代理	H24.4.4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～42期公益委員	H26.4.2
こじまのりあき 小寫典明	関西外国語大学教授	41期～42期公益委員	H28.4.6
やすだえいち 保田栄一	(前)和歌山県監査委員	41期～42期公益委員	H28.8.3
じんとくこうじ 神徳皓治	(元)和歌山県参事	39期～41期公益委員	H24.4.4
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～42期労働者委員	H20.3.19
いけだゆうすけ 池田祐輔	連合和歌山会長	40期～42期労働者委員	H27.4.1
みなとひろゆき 湊博行	情報労連和歌山県協議会議長	41期～42期労働者委員	H28.4.6
くらいしとよひこ 倉石豊彦	UAゼンセン和歌山県支部支部長	41期～42期労働者委員	H29.10.18

うすきゆたか 臼杵 豊	和歌山県電力総連会長	42期労働者委員	H30. 4. 18
はまじまさよし 濱地正由	連合和歌山事務局長	40期～41期労働者委員	H26. 8. 6
もりはらかつひろ 森原功裕	UAゼンセン岡山県支部支部長	40期～41期労働者委員	H27. 4. 1
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～42期使用者委員	H14. 2. 27
こぼたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～42期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～42期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～42期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～42期使用者委員	H25. 2. 6
こだませいや 児玉征也	労働委員会事務局長		H30. 4. 18
とまつえいぞう 富松栄三	労働委員会事務局審査調整課長		H30. 4. 18
そのべこうぞう 園部浩三	労働委員会事務局審査調整課副課長		H29. 4. 5
にしおかかえ 西岡香恵	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18
ゆかわきみやす 湯川仁康	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主任		H25. 4. 3
たちばなともひろ 橘 智洋	労働委員会事務局審査調整課主査		H29. 4. 5

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年4月27日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年4月27日（金）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- オ この入札に係るシステム構築業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、情報認識端末を設置し、その情報を拠点サーバに送信するシステムを構築した実績を有することとする。

- カ この入札に係る賃貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、24時間365日運用によるサーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとする。

- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

（ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（コ）仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者のシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者の保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所、待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類についてはシステム賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者のシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者の保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - b 営業所、待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア並びにイの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア並びにイの（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年4月27日（金）から同年5月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成30年5月17日（木）までの間に和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時
平成30年5月10日（木）午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年4月27日（金）から同年5月23日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。
なお、郵送による場合は、平成30年5月23日（水）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
刑事企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-2779
- 7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、平成30年5月30日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成30年6月11日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成30年6月14日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年4月27日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成30年度から平成37年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察捜査支援システム構築業務

契約日から平成31年3月31日までの間（運用開始日は、平成31年1月1日とする。）

イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

平成31年1月1日から平成37年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県警察本部告示第4号に規定する和歌山県警察捜査支援システム構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-2779

(2) 期間

平成30年4月27日（金）から同年5月16日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成30年4月27日（金）から同年5月17日（木）午後4時までの間に刑事企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年5月10日（木）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

平成30年7月2日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年6月29日（金）午後4時までに刑事企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Monday 2 July 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m. Friday 29 June 2018)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120